

第 1 2 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 1 0 日（水） 午前 9 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 6 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	1 0	奥村 淳子
委員	3	緩利 哲治	委員	1 2	寺田 勝典
委員	4	曾我 秀美	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	5	中本 芳美	委員	1 4	植西 良隆
委員	6	福野 憲二	委員	1 5	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	1 7	山川 芳範

5. 欠席委員 議席 2 番 中島 準一 委員
議席 1 1 番 奥村 喜美子 委員
議席 1 9 番 伴 慎也 委員

6. 議 長 議席 1 8 番 今井 百合 副会長

7. 議事録署名委員 議席 6 番 福野 憲二 委員
議席 7 番 森地 良彦 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第 6 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 6 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 6 2 号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 報告案件 1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件 2 田畑転換等農地の形状変更同意報告

6) 報告事項

- 湖国女性農業・推進委員協議会
- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4 名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	澤田 均
係長	西田 輝彰

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第2項の規定により、副会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は3名。遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席6番福野憲二委員、議席7番森地良彦委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 議事に入ります前に、第11回総会において、役員会で使用している参考写真を総会においても提供を求められた事について、先日の役員会で協議検討した結果を報告させていただきます。

役員会で議事案件について審議を行う際に、現地確認の状況を農業委員や推進委員に意見を求めることが出来ないため、あくまで参考として現地の現況を写真で事前に確認し、審議することとしています。

総会においては、現地を確認した農業委員や推進委員が説明や意見を述べて審議いただいています。

このことにより、参考写真の提供は役員会のみとさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、2条案件については、農地法第2条第1項に規定する農地等に該当しないことを判断するため、これまで通り現地写真の提示にて審議することといたします。

以上、報告とさせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第60号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

はじめに、3条調書、整理番号20について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号20番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。申請地は一部不耕作であるものの、従前、譲受人の居宅が申請地近くにあったこともあって、これまでから譲受人が野菜などを耕作しており、譲渡人に農地の所有権移転について相談されたところ、合意し申請されました。

譲受人は申請地近くに居住しており、申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、生産計画を含めた営農計画書も提出されており、耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号20については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。

令和6年5月30日に、保井推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由について聞き取りました。譲渡人は、自宅が離れた場所にあり、以前から譲受人に野菜栽培をしながら農地の管理をしてもらっていました。譲受人は、現在までの農地管理の規模を考慮し、今後も継続して管理が可能なおことから、譲渡人と合意ができたことにより譲り受けられることとなりました。今後も引き続き、農地の維持管理をされることから、農地利用最適化の推進に支障がないと認められます。よって許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号10保井推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号10保井です。事務局並びに農業委員の詳細な説明の通りであり、推進委員としては、特に付け加えることはありません。よろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号20について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号20については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号21については、次の整理番号22と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号21番、整理番号22番について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地は譲受人の自宅近くに位置し、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号22番について説明します。参考図は同様に3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は整理番号21番と同一人であり、遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地は譲受人の自宅近くに位置し、申請地にて花きの栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号21及び整理番号22については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 まず整理番号21の譲受人から先月位に申請地で畑をしたいという話がありました。譲受人は過去に3条申請をされている方で、今回も意欲的に畑がしたいということでした。譲渡人が遠方に住まわれていることもあり、譲受人が今回その土地を譲り受けて畑を拡大し野菜耕作を拡大していくということです。譲受人は意欲的に頑張ってくれている方です。

整理番号22番ですが、譲受人の家の入口にある畑です。以前から、草刈りや申請地の隣の畑も譲受人の土地でいろいろな野菜栽培をされている方です。申請地で花き等で畑としての利用をするということです。譲受人は以前から意欲的に耕作をしておられる方のため何ら問題がないと思っております。今までは、不耕作で草刈だけの管理だった所が、今後は野菜栽培という形で有効利用されるということのため、嬉しいことと思っております。ご審議のほどどうぞよろしくお願い致します。

議 長 続いて、区域番号24緩利推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。農地利用最適化推進の観点から問題なしと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号21について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号22について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号23について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号23番について説明します。調書は4ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地および青地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は主に甲賀町で耕作を行う農地所有適格法人であり、申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号23については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。先ほど事務局から詳しく説明いただいたとおりです。令和6年5月12日に大原推進委員と申請者の3名で現地確認を行いました。

た。譲渡人は申請地より遠方にお住まいで、相続をしたが農業経験が無いため土地の管理ができなくなることが明白であったため、農地の有効利用について譲受人に相談されたところ、農地の所有権移転について双方の合意が得られました。譲受人は地域の担い手として、遊休地の解消に取り組んでおられ、今後も農地として活用していかれることから許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号 2 5 大原推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 2 5 大原です。今回の案件につきましては、当初、譲渡人の親が亡くなられた時点では譲渡人がそのまま管理をするということだったのですが、申請地から遠方ということもありなかなか管理できない状態となったようです。近隣者が草刈りや一部の者が耕作をしたりしていたが、地域の高齢化で負担になってきていました。今回の申請により、地域としても荒れた所がきっちり管理できるということで考えております。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3 条調書、整理番号 2 3 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 2 3 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 2 4 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 2 4 番について説明します。参考図は 7 ページ、8 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

高齢により、また工務店経営により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地は譲受人の自宅近くに位置し、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号24については、議席2番中島委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。先般、利田推進委員と現地を確認いたしました。譲渡人は工務店経営をされており、この度、農業廃業を考えていたとのことでした。一方で、規模拡大を希望する譲渡人と話がまとまり、今回の3条申請に至られました。引き続き、水稻栽培をするということで、地域の水利組合と調整し、営農されることから、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読いたします。農地利用最適化推進の観点から問題なしと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号24について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号24については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号25について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号25番について説明します。参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地は譲受人の自

宅近くに位置し、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。親族応援の元、農業への従事期間を十分に確保するとともに、必要な農機具も所有されており、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号25については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。5月22日に山本推進委員と現地を確認いたしました。申請者から申請理由について聞き取りを行いました。詳細は事務局から説明があったとおりです。譲受人の自宅隣接地でもあり、今後、野菜の栽培をすることになるのでございます。許可相当と判断をいたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号36番山本です。事務局並びに山川農業委員から説明があったとおりで、自宅に隣接する農地で栽培等を行う予定だということで、推進委員として問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号25について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号25については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号26について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号26番について説明します。調書は5ページ、参考図は11ページ、

12ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は譲渡人の親族にあたり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人の居所からは距離があるものの、申請地に隣接する譲渡人居宅を定期的に訪問し、介助世話をしつつ、合間にて自家消費用の野菜を栽培する計画であり、近隣の支援も受けながら耕作を予定されていることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号26については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局の説明のとおりでございます。現地を福山推進委員と農業組合長の立ち会いを行い本人の話を聞かせていただき、内容は事務局のとおりでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40番福山です。ただいま事務局並びに黄瀬農業委員の説明があったとおりです。宅地と併設している畑で、農地利用最適化推進に影響がないと考えています。以上、ご審議お願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号26について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号26については、許可とすることに決定いたします。

議案第60号については以上であります。

- 議 長 続きまして、議案第 6 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
- 5 条調書、整理番号 2 2 について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第 6 1 号、整理番号 2 2 番について説明します。調書は 7 ページ、参考図は 1 3 ページ、1 4 ページ、土地利用計画図は 1 5 ページです。申請地は、市街化調整区域内の第 3 種農地です。
- 申請内容は、自己用戸建専用住宅を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人のライフステージの変化により、実家隣接地にて新たな住居スペースが必要となり、譲受人の親が所有する畑地において、建築面積 4 9 . 6 8 m²、建ぺい率 4 0 . 7 3 % となる、住宅を建築されます。造成工事については、必要最小限の盛土での整地とし、敷地南側に住宅を、北側には自家用車 2 台のスペースを確保されます。雨水排水については、敷地西側に設置する水路に向けて地盤勾配を取り、枡で集水後、既設水路に接続放流されます。その他、汚水・雑排水については既設の下水道管に接続されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。
- 以上、農地法第 5 条第 2 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第 2 9 条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。
- 議 長 5 条調書、整理番号 2 2 については、議席 8 番山崎委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号 8 番山崎です。岡崎推進委員及び業者の方と現地を確認いたしましたところ、問題はないと判断いたしましたので、許可要件を満たしていると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 担当推委 続いて、区域番号 7 岡崎推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事 務 局 代読します。農地利用最適化推進の観点から問題なしと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号22について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。
なお、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号23について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号23番について説明します。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請内容は、自己用住宅を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人のライフステージの変化により、新たな住居スペースが必要となり、譲受人の実家からの距離や勤務先への利便性の上で土地選定されたもので、計3名が所有する現況畑地において、建築面積63.77㎡、建ぺい率24.1%となる、住宅を建築されます。造成工事については、必要最小限の盛土での整地とし、敷地南側に住宅を、北側には自家用車2台のスペースを確保されます。雨水排水については、敷地北側に設置する水路に向けて地盤勾配を取り、柵で集水後、前面道路側溝に接続放流されます。その他、汚水・雑排水については既設の下水道管に接続されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号23については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 8 番山崎です。現地確認は岡崎推進委員及び業者と現地を確認しましたところ、何ら問題もなく、許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号 7 岡崎推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。農地利用最適化推進の観点から問題なしと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず 5 条調書、整理番号 2 3 について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5 条調書、整理番号 2 3 については、許可とすることに決定いたします。
なお、許可については都市計画法第 2 9 条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5 条調書、整理番号 2 4 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 2 4 番について説明します。参考図は 1 9 ページ、2 0 ページ、土地利用計画図は 2 1 ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第 3 種農地です。
申請内容は、中古車展示場を目的とする農地の賃貸借です。申請によると、車販売業を営む譲受人において、中古車販売が好調の折、仕入れ車両が増加しており、既存の展示スペースが不足していることから、会社近くの当該申請地にて新たに展示場の設置を計画されています。申請地の登記地目は山林ですが、現況が茶畑であり、農地法における農地は現況主義であることから、今回転用申請が必要となったものです。造成工事については、茶畑を伐根後、地盤をそろえる程度

の切土盛土のほか、砕石敷き均しにより整地処理をし、駐車区画 2 1 台分を確保されます。特段の構造物などの設置はなく、雨水排水は自然地下浸透であり、一部素掘り水路により排水処理されますが、周辺農地には 3 m 以上の離隔があることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。さらに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第 5 条第 2 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5 条調書、整理番号 2 4 については、議席 1 1 番奥村委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。令和 6 年 5 月 1 9 日に藤井推進委員と申請者の 3 名で現地確認を行い、申請者から説明を受けました。前回 1 1 月に今回の申請地手前の農地を転用され、駐車場として利用されています。譲受人は中古車買取販売をされており、そのための転用で、譲渡人と話がまとまりました。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断しました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 続いて、区域番号 1 9 藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 1 9 藤井です。奥村農業委員と現地の確認をいたしました。以前申請許可のあった土地の隣の土地となります。現地確認を行いましたところ、何の問題もないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5 条調書、整理番号 2 4 について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5 条調書、整理番号 2 4 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号25について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号25番について説明します。調書は8ページ、参考図は22ページ、
23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区
域の第1種農地です。

令和6年2月の農振計画見直しにより、農用地区域から除外手続きがされてい
ます。申請内容は、倉庫建設を目的とする、農地の売買です。除外後の当該申請
地は第1種農地ですが、「拡張にかかる部分の敷地面積が、既存の施設の敷地面積
の2分の1を超えない場合は許可できる」とされた、例外的許可基準に該当しま
す。計画によると、倉庫業、輸配送業務を行う譲受人において、近年事業が好調
の折、顧客の保管需要に応えるために倉庫を増設することになり、既存倉庫との
作業効率を含め、近隣地で用地選定されたところ、当該地以外に代替地がなかつ
たことから転用申請をされたものです。

倉庫建設にかかる農地は6,205㎡です。この計画区域に、高さ12.5m
で、建築面積3,366㎡の倉庫を建築されます。建蔽率は54.25%です。
敷地北側は搬入車両の旋回スペースや積み下ろし作業場として確保されます。造
成工事については、敷地外周に設置する新設水路に向けて地表水が流れるよう、
盛土により整地が行われます。土砂が流出しないように、敷地境界にはL型擁壁な
どのコンクリート構造物を設置されます。周囲の水路で集めた雨水排水は南西の
柵に1点集水し、暗渠管を通して、最終的に土地改良区の水路に放流処理されま
す。事業実施にかかる全体説明はもとより、日照について北側が道路であり特段
の影響が見込まれないことから、転用による周辺農地への被害はないものと思
えられます。今回、農地転用に際し地元関係者の同意及び申請地の土地改良区、
放流先の土地改良区の同意も得られており、全体事業に要する資金は自己資金と
されます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た
していると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であ
り、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号25については、議席11番奥村委員が欠席ですので、事
務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。令和6年5月26日に丸橋推進委員と申請者の3名で現地確認を
行いました。申請地は、甲賀市土山町地先ですが、地権者及び耕作者は他所の方
です。現地確認の日には耕作されておりました。しかし、2月に農振除外されて
おり、土地改良区の同意もあり何ら問題ありません。よろしくご審議いただき
ますようお願い申し上げます。

議 長 続いて、区域番号 2 1 丸橋推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 2 1 丸橋です。奥村農業委員と業者とで現地を確認させていただきました。現状は田んぼの耕作が行われていますが、今期の収穫を行った後に造成工事を行うこととなっていますので問題はありません。また、周囲にも問題はないため許可相当と思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5 条調書、整理番号 2 5 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5 条調書、整理番号 2 5 については、許可とすることに決定いたします。
なお、この案件は、面積が 3, 0 0 0 m²を超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
また、許可については、都市計画法第 2 9 条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5 条調書、整理番号 2 6 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 2 6 番について説明します。参考図は 2 5 ページ、2 6 ページ、土地利用計画図は 2 7 ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第 3 種農地です。

申請内容は、ドラッグストア建設を目的とする、農地の賃貸借です。計画によると、医薬品、食料品などの小売業を行う譲受人において、近年の需要があることから県内での店舗出店を計画し、道路に面して一定規模の用地確保が見込まれる土地で用地選定されたところ、当該地以外に代替地がなかったことから転用申請をされたものです。倉庫建設にかかる農地は、所有者 4 人からなる田 7 筆で、2, 8 1 5 m²、開発面積としては 3, 9 3 6 m²です。なお、参考図中央の飛び地となっている箇所は地目が雑種地となります。また申請地中央に位

置する農業用水路は、事業に伴い、新たに付替えされ機能回復される見込みです。この計画区域に、高さ6.35mで、建築面積1,088㎡の倉庫を建築されます。建蔽率は27.64%です。造成工事については、敷地を店舗側と駐車場に分けたうえで、それぞれの敷地に設置する新設水路に向けて地表水が流れるよう、切土盛土により整地を行われます。土砂が流出しないように、敷地境界にはL型擁壁などのコンクリート構造物を設置されます。周囲の水路で集めた雨水排水は場内に設置する調整池で貯水し、流量を調整しながら新設する付替え水路に放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回、農地転用に際し地元関係者の同意が得られており、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号26については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。去る6月8日に城推進委員と共に現地にて、設計業者の方から、ただいま事務局が詳細に説明していただいた排水計画等の内容を聞き取らせていただきました。申請地の周辺の全ての農地が、私の知るところ20年以上、不耕作地となっております。近隣からの苦情等で草刈等はまめに行っていたとは思いますが、進入路がなく、また用水に関しては数年前溜め池を埋め立てられたため、今後、耕作ができる状態ではないということで、土地の有効活用の観点から見ても、今回の申請は許可相当であると考えます。以上です。

議長 続いて、区域番号42城推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号42城です。事務局並びに寺田農業委員の説明のとおりです。農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号26について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号26については、許可とすることに決定いたします。

なお、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号27について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号27番について説明します。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、およそ927㎡の区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル208枚、パワーコン10台を設置されます。造成工事については、現況地盤を利用した不陸整正のみとし、切土及び盛土による土砂搬出はありません。雨水排水については、場内処理を基本とし、自然地下浸透処理の他、溢れた雨水は既設排水路に放流処理されます。この他、敷地周囲には安全対策として周囲にフェンスを設置するほか、草刈りを実施するなど保全対策をされます。反射光についても設置角度について特段支障のない設計とされており、隣接者の同意を得られていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号27については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席12番寺田です。事務局より説明があったとおりです。去る5月12日に城推進委員と共に現地確認を行いました。以前にも道路を挟んで向かい側に大型メガソーラーの建設で申請があった所です。三重県との県境で白地地帯です。以前から獣害柵はありますが、猪の侵入がひどく、譲渡人も3年前から耕作を廃止されました。その3年間は、獣害の被害が多く、全滅されたということでもあります。今後のことを考えると、維持管理をしていくのも大変とのことから、太陽光発電の業者と話がまとまり申請となりました。隣接地には2名の耕作者がおられ

ますが、十分に理解していただき同意していただいていることから、許可相当と
考えます。以上、ご審議のほどお願いします。

議 長 続いて、区域番号42城推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号42城です。事務局並びに寺田委員の説明のとおりであり、特に問題
はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号27について採決いたしま
す。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号27については、許可とすることに決定いたしま
す。
議案第61号については以上であります。

議 長 続きまして、**議案第62号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見につ
いて」**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第62号について説明します。農地の貸借については、農地中間管理機構
が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作
成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することと
なっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴
くこととされています。

10ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手と
なる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記
載のとおりで、賃貸借の設定面積は、合計3,908㎡です。権利の設定を受け
る者の農地台帳による経営状況は、11ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事
業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上

です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見」について、ご意見等ございましたらお伺いいたします。

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第62号について、採決いたします。
「農用地利用集積等促進計画の案」に関して、「意見なし」として意見を付すことに、賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第62号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として、市長へ提出することに決定いたします。
議案第62号については以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は12ページから13ページ、参考図は31ページから33ページです。今月は農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が3件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようでしたら、続きまして、報告案件2「田畑転換農地の形状変更同意報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は14ページ、参考図は34ページから35ページです。今月の田畑転換等農地の形状変更の届出は4件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようでしたら報告案件は以上でございます。
これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議 長 続きまして、報告事項に入ります。
まず、湖国女性農業・推進委員協議会から、第２８回湖国女性農業・推進委員協議会定期総会及び学習会の内容と感想について報告をお願いいたします。
- 勝井農委 第２８回湖国女性農業・推進委員協議会定期総会報告
- 林田農委 第２８回湖国女性農業・推進委員協議会学習会報告
- 議 長 続きまして、事務局報告事項について、順次説明をお願いします。
- 事 務 局 ・ 県常設委員会結果報告
・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・ 農業経営改善計画認定取下げについて
・ 推進委員の募集状況について
・ 経過と予定
・ 地域計画について（農業振興課）
- 議 長 報告事項は以上でございます。
- 議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。